

長崎市告示第 514 号

長崎市副食費の実費徴収に係る補足給付費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 7 月 14 日

長崎市長 鈴木 史 朗

長崎市副食費の実費徴収に係る補足給付費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

長崎市副食費の実費徴収に係る補足給付費補助金交付要綱（令和元年長崎市告示第 6 4 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分のように改める。

改正後	改正前
（補助金の額） 第 5 条 補助金の額は、1 月当たり<u>5, 1 0 0 円</u>とする。ただし、保護者が支払った副食費の額が<u>5, 1 0 0 円</u>に満たない場合は、当該保護者が支払った副食費の額とする。	（補助金の額） 第 5 条 補助金の額は、1 月当たり<u>4, 9 0 0 円</u>とする。ただし、保護者が支払った副食費の額が<u>4, 9 0 0 円</u>に満たない場合は、当該保護者が支払った副食費の額とする。

第 1 号様式中「4, 9 0 0 円」を「5, 1 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和 8 年度の予算に係る補助金から適用する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市副食費の実費徴収に係る補足給付費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。